



《会計・税務の知識》 タックス・ヘイブン対策税制

はじめに

この税制は、外国子会社合算税制とも呼ばれ、国内企業が軽課税国の海外子会社に所得を移転することにより日本における法人税負担を不当に軽減することを防ぐため、一定の要件に該当する海外子会社の所得について、国内企業（海外子会社の株主）の所得と合算して日本で課税するというものです。

平成29年度税制改正においては、タックス・ヘイブン対策税制の大幅な見直しが行われました。今回は制度概要についてご紹介します。

1. タックス・ヘイブンとは？

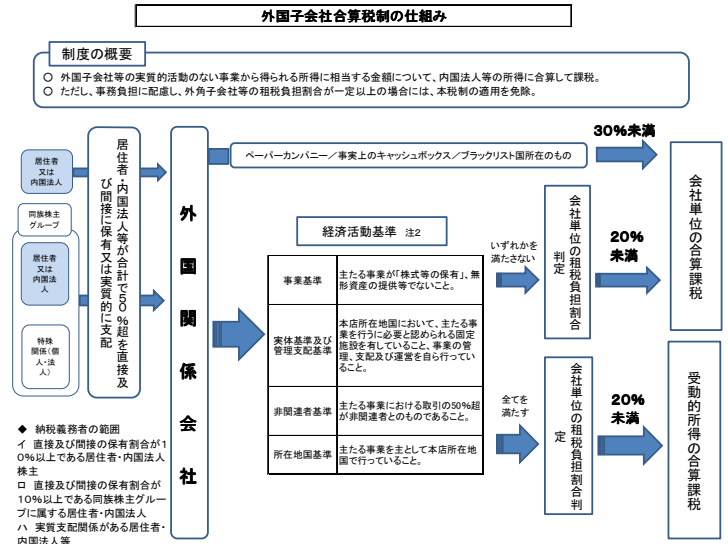
タックス・ヘイブンとは、外国資本、外貨獲得の為に、意図的に税金を優遇（無税または極めて低い税率）して、企業や富裕層の資産を誘致している国や地域のことを呼びます。『タックス・ヘブン（tax heaven=税金天国）』ではなく、正しくは『tax haven』です。

エストニアやケイマン諸島が有名ですが、他アジア地域の香港やマカオ、シンガポールなども、税率が極めて低いため、事実上タックス・ヘイブン地域にあたります。

2. タックス・ヘイブン対策税制制度概要

平成29年度税制改正以前においては、租税負担割合が20%未満か否かによって「特定外国子会社等」に該当するか否かを判定していました。しかし、一見して明らかに受動的な所得しか得ていない（経済的実体のない）ペーパーカンパニー（注1）等について、租税負担割合が20%以上であるという事実だけをもって制度の適用を免除するのは問題がある、という議論などにより、新制度においては、租税負担割合が20%以上であったとしても、ペーパーカンパニー等に該当すると当該会社の全ての所得に対して合算課税が生じます。ただし、納税者の事務負担の大幅な増加を回避するために、制度適用免除基準としての「税率基準（租税負担割合）」は残されています。

注1: 主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を持たず、かつ、その本店所在地において事業の管理、支配、運営を自ら行っていない会社



出典: 国税庁HP「平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A」

ペーパーカンパニー等に該当しない外国関係会社については、「経済活動基準」による判定が必要になります。4つの経済活動基準のいずれかを満たさない場合に、その外国関係会社の全ての所得が日本親会社等の所得に合算されて日本で課税されるのは、旧制度と変わりません。一方、経済活動基準を全て満たす場合には、一定の「受動的所得」(注2)のみが合算課税の対象とされます。

注2: 「受動的所得」として部分合算課税の対象となる所得の範囲	
剰余金の配当金 ①	持株割合25%以上(注)の株式等に係る配当等を除く(注) 一定の資源投資法人から受け取る配当にあっては10%以上
受取利息等 ②	業務の通常の過程で得る預貯金利息、一定の貸金業者が金銭の貸付に係る利息、一定の割賦販売業者等に係る利息、一定のグループファイナンスに係る利息を除く
有価証券の譲渡損益 ③	持株割合25%以上の株式等に係る譲渡損益を除く
有価証券の譲渡損益付の対価 ④	
デリバティブ取引に係る損益 ⑤	ヘッジ取引として行った一定のデリバティブ取引、一定の商品先物取引業者が行う商品先物取引、先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引、一定の金利スワップ等に係る損益を除く
外国為替損益 ⑥	事業(外角が替換損益を得ることを目的とする投機的取引を行う事業を除く)に係る業務の通常の過程で生ずる損益を除く
その他の金融所得 ⑦	ヘッジ取引として行った一定の取引に係る損益を除く
無形資産等の使用料	自己開発等一定のものに係る使用料を除く
無形資産等の譲渡所得	自己開発等一定のものに係る損益を除く
固定資産の貸付の対価	本店所在地で使用に供される等の固定資産の貸付による対価、一定の要件を満たす事業者が行う貸付による対価を除く
異常所得	(注)資産、人件費、減価償却費の裏付けの無い所得

※上記①の所得については、一定の要件を満たす金融機関は、合算対象から除外。ただし、異常な水準の資本に係る所得は合算対象

おわりに

有効に活用することで、大きな効果を得ることもできるタックス・ヘイブンですが、ただ単に軽課税国に会社を作ることによってその恩恵を享受できるというわけではないので、適切なアドバイザーに相談し、取り組むことが必要といえます。

(担当: 和田)